

令和8年10月入園より適用

八千代市保育園等利用調整基準

保護者等の状況	指数
ひとり親世帯又は父母がいない世帯である場合	+8
生活保護を受給している世帯である場合	+3
主として児童の生計を維持している者が失業している場合	+5
保護者が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で月120時間以上就労(就労予定を含む。)の場合(転園を除く。)	+10
同表前項以外の場合で、保護者が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で月64時間以上就労(就労予定を含む。)の場合(転園を除く。)	+5
保護者が就労等をしており、認可外保育施設等に有料で2か月以上預託している場合(育児休業中又は就労予定を除く。)	+6
育児休業の取得により児童が一度退園し、当該育児休業の期間の経過後に再度当該児童に係る利用の申込みをする場合(当該育児休業の期間の経過後に当該育児休業を取得した職場に復職する場合に限る。)	+6
利用の申込みに係る児童が小規模保育事業所等を卒園した児童である場合	+8
希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合	+4
保育を利用していない児童及び保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹を同時に申し込む場合	+4
利用の申込みに係る児童が障害を有するために病院等に通院し、保護者の就労が制限されている場合又はそれと同程度の状況にあると認められる場合	+3
常勤として父母ともに勤務実績が2か月以上ある場合(転園を除く。)	+3
申込時点において、父母ともに、既に雇用されている場合	+1
父母以外の同居者(同一住所の別世帯の同居者を含む。)がおり、当該同居者が保育を必要とする事由に該当しない場合又は親族が隣接する住戸若しくは同一敷地内の別棟等に在住しており当該親族が保育を必要とする事由に該当しない場合(当該同居者又は親族が18歳以上65歳未満の場合に限る。)	-3
就労実績及び収入実績に整合性のない場合	-3
利用の申込みに係る児童の保護者が、居宅内労働をしている場合	-3
希望した保育園等の利用の内定をしたが、自己都合により保育園等の利用を辞退し、その後6か月以内の再申請の場合	-5
利用の申込みに係る児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を延べ4か月以上滞納している場合	-10
利用の申込みに係る児童が市外に在住している場合	-12
育児休業中の保護者が希望する保育園等を利用することができず、当該育児休業の延長を許容することが可能である場合	利用の申込みに応じ別表第1及び別表第2により算定した指数の合計に-1を乗じて得た数
その他特に調整の必要があると認められる場合	+1から+20まで